

平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要

1 制定理由

児童福祉法の一部が改正され、条例に委任された放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を制定するものです。

2 条例の要点

児童福祉法第34条の8の2の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるものです。

3 条例の構成

- (1) この条例の趣旨を定める。(第1条)
 - (2) この条例における用語の意義を定める。(第2条)
 - (3) この条例で定める最低基準の目的を定める。(第3条)
 - (4) 市町村による最低基準の向上について定める。(第4条)
 - (5) 放課後児童健全育成事業者による最低基準の向上について定める。(第5条)
 - (6) 放課後児童健全育成事業の一般原則を定める。(第6条)
 - (7) 放課後児童健全育成事業者による非常災害対策について定める。(第7条)
 - (8) 放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件を定める。(第8条)
 - (9) 放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等について定める。(第9条)
 - (10) 放課後児童健全育成事業所の設備の基準について定める。(第10条)
- (11) 放課後児童健全育成事業者の職員の配置及び資格等について定める。(第11条)
 - (12) 放課後児童健全育成事業者による利用者の平等な取り扱いについて定める。(第12条)
 - (13) 放課後児童健全育成事業者による虐待等の禁止について定める。(第13条)
 - (14) 放課後児童健全育成事業者による衛生管理等について定める。(第14条)
 - (15) 放課後児童健全育成事業者の運営規定について定める。(第15条)
 - (16) 放課後児童健全育成事業者が備える帳簿について定める。(第16条)
 - (17) 放課後児童健全育成事業者による秘密保持等について定める。(第17条)
 - (18) 放課後児童健全育成事業者による苦情への対応について定める。(第18条)
 - (19) 放課後児童健全育成事業所の開所時間及び日数について定める。(第19条)
 - (20) 放課後児童健全育成事業者による保護者との連絡について定める。(第20条)
 - (21) 放課後児童健全育成事業者による関係機関との連携について定める。(第21条)
 - (22) 放課後児童健全育成事業者による事故発生時の対応について定める。(第22条)
 - (23) この条例の施行期日を定める。(附則第1項)
 - (24) この条例の制定に伴う経過措置を定める。(附則第2項・第3項)